

お詫びと訂正

『スタンダードテキスト監査論（第7版）』第1刷について、以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

株式会社中央経済社

	誤	正
p.111、下から6行目	会社法は、大会社以外の会社についても、 <u>監査役（会）</u> または <u>前述の指名委員会等設置会社</u> または <u>監査等委員会設置会社</u> を選択している場合には、会計監査人を設置しなければならない（法第327条第5項）。	会社法は、大会社以外の会社についても、前述の指名委員会等設置会社または監査等委員会設置会社を選択している場合には、会計監査人を設置しなければならないと <u>規定している</u> （法第327条第5項）。

以上